

令和2年 第9回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年9月25日 午後3時00分から午後3時50分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員

農業委員会委員（9名）

会長

会長代理

| | |
|-----|-------|
| 9番 | 船川由孝 |
| 2番 | 服部貴三郎 |
| 1番 | 増田順子 |
| 3番 | 川村和夫 |
| 4番 | 鈴木栄夫 |
| 5番 | 熊谷隆夫 |
| 7番 | 江森正之進 |
| 11番 | 奥貫進一 |
| 12番 | 大澤年一 |

4 欠席委員

農業委員会委員（なし）

5 新型コロナウイルスの感染防止のため出席依頼しなかった委員

農業委員会委員（5名）

| | |
|-----|------|
| 6番 | 奥貫榮市 |
| 8番 | 大久保進 |
| 10番 | 服部政男 |
| 13番 | 内田潔司 |
| 14番 | 増田隆司 |

農地利用最適化推進委員（6名）

| | |
|---|----|
| 岡 | 政美 |
| 矢 | 昇 |
| 落 | 陽 |
| 卷 | 司 |
| 木 | 彦 |
| 小 | 肇 |

6 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

7 その他

・事務連絡

8 事務局

事務局長 宮澤和夫 主査 堀野真一 主任 新井貴美子

開会 午後3時00分

◆局長

定刻になりましたので会議に入らせていただきます。

今回の総会につきましても、新型コロナウイルス感染防止のため出席委員を減らした形で、また、農地利用最適化推進委員の出席をご遠慮いただき開催することとさせていただきます。

本日の出席委員は、9名です。農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立したことを報告いたします。

これより、令和2年第9回幸手市農業委員会を開会いたします。

それでは、開会に先立ちまして会長より挨拶をお願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、議事に入ります。

議事の進行については、農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり進めることとなっております。

会長、よろしく申し上げます。

◆会長

それでは、まず初めに、第7回、7月の議事録を確認します。第7回の議事録についてご意見等はございますか。

(委員質問及び意見を述べる)

ほかに、ご意見等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、第7回の議事録確認を終了いたします。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番 増田順子委員、2番 服部貴三郎委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。

住宅地図①のNo.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 細野〇〇、地目は登記・現況ともに畑、面積 1,368㎡、譲受人 細野〇〇、〇〇〇〇、譲渡人 惣新田〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 相手方の要望、譲渡理由 労力不足、譲受人の耕作面積 10,472㎡、家族数2人 耕作者数2人、所有権移転となります。

譲渡人の〇〇氏は、田は耕作していくことは出来ませんが、娘しかおらず、畑までは難しく、耕作放棄地にならないよう今回の申請地を譲り渡すことにしたとのこと。譲受人の〇〇〇〇氏は、譲渡人の意向を酌み引き受けるものとなっています。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

1番の案件について、質問等はございますか。

◆委員

ここは、昨年12月に〇〇さんから〇〇さんに売買が行われたばかりですよね。私が調査したところですよ。

◆事務局

はい、昨年12月に3条で許可申請がありました。

◆委員

農業委員会としては、もう少し合理的な土地の移動をさせた方がいいのではないですか。別に反対というわけではないのですが。

◆会長

今回は、譲渡人の意向もあり、致し方ないですよ。事務局、参考にしてください。ほかにございますか。

◆委員

私も基本的には同じ意見ですけれども、〇〇さんから〇〇さんが買われたばかりなので、転売のような形になってしまいます。〇〇さんから直接、〇〇さんが買ったほうが合理的だと思います。反対ではありませんが、意見として述べさせていただきます。

◆会長

ほかに、1番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

1番の案件について、承認するということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の案件は承認されました。

続いて、2番に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

住宅地図の②をご覧ください。

番号2、土地の所在 天神島〇〇外3筆、地目は登記・現況ともに田及び畑、合計面積 1,078㎡、譲受人 天神島〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 天神島〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 経営拡大、譲渡理由 規模縮小、譲受人の耕作面積 16,466㎡、家族数4人耕作人数2人、所有権移転となります。

譲渡人の〇〇氏は、自営している造園業に専念したいため、農業の経営は縮小していく意向があるとのことから、今回の申請地を譲り渡すことにしたとのこと。譲受人の〇〇氏は、申請地の隣に農地を所有しているため、一体的に利用できるということもあり、経営を拡大することにしたとのこと。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

2番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

2番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について。

住宅地図①のNo.3をご覧ください。

番号3、土地の所在 惣新田〇〇、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 350㎡、申請人 惣新田〇〇 〇〇〇〇、転用目的 既存宅地、農地区分は、10ha以上の一団の農地ということで、第1種となります。

既存宅地による農地転用となります。線引き当時から宅地として使用している部分の農地転用を行うものです。申請地は、古くから敷地の一部として使用しておりましたが、申請地が農地のままであることが分かったため、正式に宅地にすべく今回の申請に至ったものです。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターの担当者に航空写真等を確

認していただいております、許可の見込みがあることを確認しております。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準を満たしていると考えます。

◆会長

3番の案件について、質問等がございますか。

◆委員

こちらは家を建て直す予定ですよ、それで農地と分かり申請されたのですか。

◆事務局

はい、建替え等をしたということ、代理人から伺っています。

◆会長

ほかにごございますか。

(なしの声あり)

3番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。

まず、7月の総会において、日高市の太陽光発電設備の条例が少しもめているということで、情報提供依頼がありました。日高市に確認しましたので、ご報告いたします。

日高市の「太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」条例は憲法違反だとして、事業者が廃止を求めて市に申入れをしていましたが、法律等には抵触しないものである旨事業者の説明したところ、納得いただけたとのことでした。

それでは、住宅地図の③をご覧ください。

番号4、土地の所在 内国府間〇〇、地目は登記・現況ともに畑、面積 555㎡、譲受人 白岡市〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 北三丁目〇〇 〇〇〇〇、転用目的 太陽光発電設備、施設の概要 太陽光発電装置 519㎡、農地区分は10h a未満の広がり農地ということで、第2種となります。所有権移転となります。

申請地は、第2種農地で、太陽光発電設備を設置するための転用です。

譲渡人の〇〇氏は、農機具を所有しておらず、耕作は委託している状況で、昨年11月と今年4月にも太陽光発電設備の申請をしております。譲受人は、休耕状態の農地を有効利用するため今回の申請に至ったものであり、これまでも申請のあった会社が譲受人となっています。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

4番の案件について、質問等がございますか。

◆委員

案件の質問ではなく、日高市の条例の関係ですが、どういうところが規制されているかなど確認していますか。

◆会長

事務局、お願いします。

◆事務局

条例の中に、特定保護区域及び保護区域が定められていまして、そこでは太陽光発電施設の設置はできないという内容になっています。特定保護区域の中には砂防指定地、急傾斜地倒壊危険区域などありまして、保護区域の中には鳥獣保護区、農業振興地域内の農用地区域などがあります。

◆委員

それは市が指定したということですか。

◆事務局

市が指定しています。

◆委員

条例で制定するに当たった経緯などはわかりますか

◆事務局

日高市は山林が多いので、守っていくという方針があるようです。

◆委員

それは農政担当ではなくて、環境担当のほうで出した方針ですか。

◆事務局

条例については、環境課のほうで出しています。

◆委員

農地を守るということで、出来た訳ではないのですね。環境関係でその条例ができたということですね。

◆事務局

その様です。

◆会長

よろしいですか。

ほかに質問等がございますか。

◆委員

すみません、この(株)〇〇ですが、市内で幾つか農地転用許可が下りていますが、工事は完了しているのですか。

◆会長

事務局、お願いします。

◆事務局

大字幸手地区については、現地も確認していますが、全て工事は完了しています。完了届も提出済みです。

◆会長

ほかに質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、4番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

4番の案件は承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号、事務局お願いいたします。

◆事務局

報告第1号をご覧ください。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について。

市街化区域内の農地転用、4条の届出2件で、内容につきましては資料のとおりです。

◆会長

続いて、報告第2号を、事務局お願いいたします。

◆事務局

報告第2号をご覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。

市街化区域内の農地転用、5条の届出6件で、内容につきましては資料のとおりです。

◆会長

ありがとうございました。

議事の全てが終了しましたので、局長にお返しいたします。

◆局長

その他、事務局からの事務連絡となります。

◆事務局

事務連絡を行う。

◆局長

最後に、閉会に当たりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後 3 時 5 0 分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年11月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 増 田 順 子

署名委員 服 部 貴三郎